

財務諸表に対する意見聴取の方針

平成23年5月30日制定

平成30年4月1日改正

令和5年3月15日改正

地方独立行政法人

東金九十九里地域医療センター評価委員会

1 評価委員会による意見聴取の方針

法人の財務諸表について、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会共同設置規約第4条第1項第3号の規定により、設立団体の長の承認は、評価委員会の意見を聴取して行うこととなっている。

財務諸表は、住民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財務状況及び運営状況を適切に表す必要があるため、次のとおり合規性の遵守及び表示内容の適正性について評価委員会において確認するものとする。

なお、財務諸表等の数値については監事による監査の対象となっているため、主要な計数等について確認するものとする。

2 確認の内容

(1) 合規性の遵守

確 認 項 目	備 考
1 提出期限は遵守されたか (地方独立行政法人法第34条第1項)	・ 事業年度終了後、3月以内
2 必要書類は全て提出されたか (地方独立行政法人法第34条第1項、第2項)	・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政コスト計算書、附属明細書） ・ 決算報告書 ・ 事業報告書 ・ 監査報告書
3 監事の監査報告書に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか	

(2) 表示内容の適正性

確 認 項 目	備 考
1 記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか	・ 表示科目、会計方針、注記等 (地方独立行政法人会計基準に基づく)
2 計数は整合しているか	
3 書類相互間における数値整合はとれているか	